

療養費申請についての注意事項

次の場合において、医療機関等で医療費の全額を支払った場合、療養費の申請をすることができます。

- a. 緊急時、または帰省中などで、保険証を持たずに医療機関にかかったとき
- b. 医師が必要と認めた、治療用装具(コルセット)を作成し、製造業者に代金を支払ったとき
- c. 以前に加入していた保険組合の資格がなくなった後に、その保険で診療を受け、その保険組合から医療費の請求があり、返還したとき
- d. 海外で治療を受けたとき（治療目的で海外へ行かれた場合を除きます）

添付書類

「療養費支給申請書」に、それぞれ上記の記号に該当する書類を添付してください。

- a. 「療養費支給申請書」の裏面に、医療機関で診療内容の証明を受けたもの（裏面の書式の代わりに、医療機関所定の用紙(診療報酬明細書(レセプト))に証明を受けたものでもかまいません）
領収書(原本)
- b. 意見書・装具装着証明書・・・医師が発行したもの(原本)
領収書(写)・・・明細書がある場合はその(写)
- c. 診療報酬明細書(レセプト)・・・以前加入していた保険組合から取り寄せたもの
領収書(原本)
- d. 診療内容明細書(様式A)・領収明細書(様式B)または領収明細書(歯科)
の証明を翻訳したもの(翻訳者の住所・氏名を記載してください)
領収書(原本)

以上にくわえ、外傷(ケガ)によるもの場合は、別途「負傷届」が必要になります。

還付金額

自己負担の3割(3歳未満は2割・高齢受給者はそれぞれの負担割合)を差し引いた残りの金額が還付されます。

- * 上記aのときは、保険外診療扱いになるため、実際に支払った金額とは異なる場合があります。
- * 上記dのときは、日本における診療に換算した金額での還付になりますので、実際に支払った金額と異なる場合があります。
- * そのほか、保険外診療分が含まれる場合は還付の対象にはなりません。

以上の内容でわからないことがありましたら、大阪自動車整備健康保険組合へおたずねください。

TEL 06-6762-6371